給水申込み時の分担金について

分担金は、愛西市水道事業給水条例に基づき、以下のとおり徴収しています。

(税込み)

用途及び種別	分担金の額	
一般用専用栓	口径 13mm	72,600円
	口径変更差額 13mm→20mm	92,400円
	口径 20mm	165,000円
	口径 25mm	264,000円
	口径 40mm	682,000円
	口径 50mm	1,078,000円
	口径 75mm	2,420,000円
	口径 100mm	市長が決定する額
官公署学校団体	市長が決定する額	

※ 給水装置工事設計審査手数料 1件につき 100円